

Title	筋馬考
Sub Title	Some observations on the word 'Sujiuma'
Author	井口, 樹生(Iguchi, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1965
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.20, (1965. 11) ,p.1- 9
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00200001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

筋馬考

井口樹生

一

続日本紀に

和銅六年五月二日。畿内七道諸国郡郷名著好字。其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録_二色目_一。及土地沃墾山川原野名号所由、又古老相伝旧聞異事、載_二于史籍_一、言上。

とある官符によつて、おそらくは作成され、提出されたと思われる二つの互に連絡のない報告書の中に

一、葡馬

二、乘馬等切断其葡

の語を継承して来た。

詳しくは、一は所謂常陸風土記行方郡麻生里の条に、

古昔、麻生_三于_三渚沐之涯_一、圍如_三大竹_一、長余_三一条_一。周_三里有_三山、椎栗槻櫟生、猪猴栖住。其野出_三筋馬_一。□飛鳥淨御原大宮臨軒天皇之世同郡大生里、建部袁許呂命、得_三此野馬_一、獻_三於朝廷_一。所謂行方馬。或云_三茨城之里馬_一非也。

と記述されたものであり、試みに口訳してみると、

昔、麻が海はたの崖に生ひ茂っていた。その麻の周囲は大きな竹位もあり、長さは一丈以上もあった。里を囲んで山があり、しひ、くり、つき、いちいが生い、猪、猿が住すでいた。その野に筋馬を産出する。天武天皇の御代に、同じ行方の郡の大生の里の建部袁許呂命が、この野の馬を擱え得て、朝廷に献上した。いわゆる行方の馬である。あるいは茨城の里の馬と云っているのは間違っている。

となる。

二は、播磨風土記美囊郡志深里の条に

於_三奚袁奚_一 天皇等、所以坐_三於此土者_一、汝父、市辺 天皇命、所_三殺_三於近江国摧綿野之時_一、率_三早部連意美_一而逃来、隱_三於惟村石室_一。然後、意美自知_三重罪_一、乘馬等、切_三断其筋_一、遂放之。亦、持物按等、尽燒廢之 即經死之。(以下略)

とあって、

於奚袁奚の天皇が、この土地に住んでおいでになった所以は、御二方の父市辺天皇が近江の国の摧綿野で殺害された時に、日下部連意美を率いて逃れ来て、この村の石室に隠れた。その後で、意美は、自分で重い罪であることを知って、乗馬はその筋を切断して追い放し、又、持ち物や鞍などは、全部焼き捨て、すぐに縊れ死んだ。

と云う内容である。

ところで、前後の文脈から、各々、その置れている位置と状況とは判明したが、一、「筋馬」二、「乗馬等切断其筋」が何を意味するか、その内容が不明である。そこで問題として「筋」及び「筋」の字解と、「筋馬」「乗馬等切断其筋」が何を意味せんとしているのかを考察したい。

さて、一の常陸風土記の「筋」の字について、西野宜明校訂の「訂正常陸風土記」は頭註に

按筋字丁本作筋字己本或筋字諸本共不詳。扶桑略記曰天智天皇七年五月自常陸國進白雉并生角馬蓋是事也。天智天武不同者傳聞之異而已筋字未詳。按筋字恐生角二字訛合為一也。

として、「生角馬」の説を上げた。それを、栗田寛氏は「標註古風土記」に於いて寛按するに、此説非也。筋は筋の誤り。新撰字鏡に筋肉之有力也、須知、とありとして、始めて「スチ」と訓んだ。

ところで、「訂正常陸風土記」で己本に「筋」の字とあるのは、檢校堀保己一印行本とあるから群書類従のそれかと思われるが、この方ではやはり「筋馬」とある。で諸本に「筋馬」の字の外ないので、おそらくは、播磨風土記の「乗馬等切斷其筋」から混同した知識であろう。すると、この両字は、始めから同じ文字に訳されるべき因縁があつて、注意が受け継がれ、故に諸家も両字に渡って解釈されるものとして来たわけである。

しかして、「筋」として、「スヂ」と訓んでは両者に共通した意味を見い出すことが出来ないとして、二について、松岡静男氏は「播磨風土記物語」に、「筋」を「勒」の意であること略々疑いないとして、「勒」の誤字とし、「フモダシ」と訓み絆の意とし、続いて、一についても「常陸風土記物語」に、「筋」をも「勒」の文字の誤りであるとし、乗馬用の馬の意味とした。

別に、井上通泰氏は、「播磨風土記新考」に於いて、「筋」を「勒」の誤字として、二を、「ノリシ馬ハソノタヅナヲキリタチテ」と訓み下した。

以降、諸氏はこれによるもの多く、秋本吉郎氏は、「勒」を一では「のりうま」、二では「たづな」と訓み分けているのに代表される。

しかし、「筋」「勒」を共に「勒」の誤字とするのは、「朝日新聞社版・日本古典全書・風土記」の頭註で、久松潜一博士の御指摘のごとく無理であつて、播磨風土記に「勒」として「たづな」としても、常陸風土記で「のりうま」と訓むのはいかなものであろうか。

そこで、栗田寛氏が檢した新撰字鏡をもう一度あたると、竹部第七十四に

筋 居反字
筋 從竹須知

とあって、頭註に

筋—筋・字從竹（肉之有力也）

とある。又、草部第七十には

筋筋筋ニ同居反ヌ
又也在竹部

とある。

更に、類聚名義抄には

筋筋巨斤メ爪チ
下念作

筋キムコム・爪チ 筋ニ正筋筋谷通

筋爪チ

等と見えているから、「筋」「筋」共に「筋」の異字とし、キン或いはすちと読むことに落着いてまずはよい。従って、今は、両者に納得できる解釈の有無に帰すことになる。

二

朝廷の儀式に整理された馬を中心にする行事は、平安朝になって固定した正月七日の白馬節会である。国史には

承和元年正月七日、御ニ豊楽殿、観ニ青馬、宴ニ群臣、

とあるをもつて始めとしているが、万葉集卷第二十の大伴家持の歌

水鳥の鴨の羽の色の青馬を今日見る人はかぎりなしといふ

右一首為ニ七日侍宴、右中辨大伴宿禰家持預作ニ此歌、但依ニ仁王会事、却以ニ六日、於内裏召ニ諸王卿等、賜レ酒肆宴給レ禄、因レ斯不レ奏

—— 続日本後紀

也

から察すると、その歌順から天平宝字二年には、この儀式が計画されていたことが判明する。青馬白馬の議論は、本居宣長の玉勝間や伴信友の比古婆衣に尽されているが、両者とも、春に陽物を見る中国の風習を習ったものとし、玉勝間は、その出典として、礼記月令の「孟春之月云々。天子居青陽左个、乘鸞路、駕蒼龜、財青旂、衣青衣、服蒼玉」を上げた。文徳実録には

仁寿二年正月七日、幸豊楽殿以覽青馬助陽氣也

と、馬を見る目的を明記している。馬自身が陽の動物であると云う説明は、中国に古くてそれ以上には訳らないが、我が国では、馬の陽物を問題にするように傾いている。それは、馬が陽の動物であるからそうなったのか、或は、元々陽物への注目から馬が陽の動物になったのか、出典の古さからだけでは訳らない。しかし、ともかく、馬を観る効用は、朝廷では、最後に陽を助けると云う目的に集合されたことになる。すると、中国の出典によって、はっきりと正月七日の年中行事になる以前にも、春に馬を見る風習は伝っていたのではなからうか。持統紀には、

四年二月五日、天皇幸于腋上破、觀公卿大夫之馬

五年三月五日、天皇觀公私馬於御苑

と云う記事があるが、必ずしも軍事用の目的とは言い切れなくなる。

さて、風土記に記載された、諸郡産出の品物の記録は、経済的には調として朝廷を支える品物の報告であった。それ故に、常陸風土記の祈馬の場合も、献馬・貢馬の資料であって、一名行方馬であると、茨城の馬ではないことを明示している。こうした、貢馬の例は、記録の時代は下るが、出雲国造神賀詞の詞章と、その献上物に書きとどめられている。即ち、延喜式臨時祭に

国造奏神賀詞

玉六十八枚。(割注を略す)金銀装横刀一口。鏡一面。倭文二端。白眼鶴毛馬一疋、白鶴二翼。御贄五十昇。

とあり、神賀詞には、

白き御馬の前足の爪、後足の爪踏み立つる事は、大宮の内外の御門の柱を、上津石根に踏み凝らし、下津石根に踏み凝らし、振り立つ

る事は、耳の弥高に天下を知し食さむ事の志のため

と述べられている。馬を祭上に牽き出して、一々指さしながら服従を誓ったものらしい。だから、これらの献上品は、単に経済的な意味からではなく、出雲の幸の依代でもあったわけだ。又、この詞章は、いつれ古い伝承の平安朝での断面であろうし、諸国の国造の服従式の代表を意味するものだったろう。

天武紀には、目的を違えながら、諸国造に馬を献上せしめた例がある。

五年八月十六日、詔曰、四方為大解除、用物則国別国造輸一社柱、馬一匹、布一常、(後略)

と云うもので、この大解除は、九月の条に「為新嘗トニ国」郡とあるから新嘗祭のための解除であろう。つまり、大祓の詞章を各国造が輸した諸国の馬の耳へ聞きとどかすことで、全国の穢を祓うこととしたのである。勿論、集められた諸国の馬は、諸国の贖物として朝廷の財産になったであろうことは、大祓の本縁として伝承された須佐之男尊の贖罪の千座置戸を待つまでもない。結局、贖物の形をとった貢馬と云うことになる。故に、この一名行方馬と呼ばれる筋馬は、出雲の国造が献上する白馬に近い意味をもつ。

それならば、筋は何を意味するのか。日本紀・万葉集には、体力を意味する筋力の語が一例ずつあるよりない。これらは、漢語でキリヨクと音読されたであろう。しかし、今日使用される「スヂ」の語には、系統・血統を表わす意味があり、この語は、文献に残されている限りでは平安朝までさかのぼる。柳田国男氏は、この系統を継承すると云う内容の「スヂ」の非常に古い例として、信州上田地方で稲種の俵を特にスヂ俵と云っている例に注意された。食用に供せられる普通の米俵とは区別されて、スヂ俵は自家筋がこれを祭り、冬を越して春には、分家へも分配する。そのことから論を進めて、結婚は両家の稲種を一つにすることではないかと示唆された。一つには、稲種の混同を極度に避ける禁忌は、混合種は稲の茎ばかり丈夫になって実を結ばないと云う植物学的な理由にもよるが、馬の場合でも同様で、駿馬を得るための絶対的条件である。馬の品種に、甲斐・信濃・薩摩・肥前等々、地名を負った名称の多いのもこの理由による。又、千葉県で、牡馬を「スズンマ」と云う例が報告されており、(千葉県方言山武郡篇)、別に、青森県鮎ヶ沢で、男根をスズンと云っている隠語がある。

更に佐藤信彦教授より、馬喰は馬陰を必ずキンと云い、騙馬をキンキリマ、キンヌキウマと云うとの御教授にあずかった。

このことで、筋馬が種馬であることは、一層はつきりした。いずれ、種馬を諸国より貢獻せしめる中國の風習の伝來したものであらうが、我が國に這入っては國魂の献上と云う意義を負った。だから、筋馬が行方馬であることを主張しているのは、他郡の馬ではなく、行方郡の正統的な馬であると云う重要な報告なのである。

しかし、肉中に通ずる脈理、体力、臆等の意味しかない中國語の筋（キン）が、いかにして日本語のそうした「スヂ」に結びついたか、又は馬喰の云うキンが筋の音でその方が先きであったのか、その系路を判然とすることは今の段階ではひかえさせていただきたい。

ところで、播磨風土記の「乗馬等切斷其筋」は何を物語っているのだろうか。人と馬との交渉は、単に人が馬を運搬用に用いると云う関係にとどまらず、馬が人より早く人の運命を聞くものとして、しばしば注目されている。前記の大祓の馬にしても、祝詞の詞章の上では、

今日より始めて罪と云う罪は在らじと、高天原に耳振り立てて聞く物と馬牽き立てて、今年の六月の晦の日の、夕日の降の大祓へ給ひ清め給う事を、諸聞し食せと宣る。

と、罪が清められたと云うことの証として、馬の耳を上げているのだが、国々の靈魂を背負った馬であったことに留意すれだ、馬が鳥と同じように靈魂をなじませる遊び物であったことによる。清寧紀には

三年十月四日、詔、犬馬器翫不得献上。

とある。馬が人の所有物であると云う関係は、同時に、馬がそれを所有する人のマナーの一部を担っていると云うことで、人格の延長が考えられる。万葉集卷第十三には、次のような挽歌がある。

もしもぬの 三野の王 西の厩 立てて飼ふ駒 東の厩 立てて飼ふ駒 草こそは 取りて飼ふがに 水こそは 汲みて飼ふがに
何しかも 羣毛の馬の 嘶え立ちつる

反歌

衣手羣毛の馬の嘶ゆ声情あれかも常ゆ異に啼く

題詞から、三野の王の挽歌と知れるが、内容はただ飼馬が常に動揺をしていないと云うことのみを歌っている。馬が主人に非常に親しい関係にあると云うこと、主人の死が馬の魂を浮動させてしまっていると云うことを前提にしなければ、挽歌として解釈できない。今日さほど名譽ある名前とも思えない馬飼と云う名称が、古代に数多くあるのも、人と馬との靈魂の流通によるものだろう。

それが極端に働くと、馬を主人に殉ずる習慣になる。同じ播磨風土記の飜磨郡貽和里の条に、馬墓の池の地名説話がある。

昔、大長谷天皇御世、尾治連等上祖長日子、有善婢興馬、並合之意。於是、長日子、將死之時、謂其子曰、吾死以後、皆葬准吾。即、為之作墓、第一為長日子墓、第二為婢墓、第三為馬墓、併有三。

この驃馬の習わしは、孝徳紀、大化二年の詔として、

凡人死亡之時、若經自殉、或絞人殉、及強殉亡人之馬、或為亡人、藏宝於墓、或為亡人、斷髮刺股而誅、如此旧俗、一皆悉斷、と禁止されている。詔勅によって禁止されたこと云うことは、播磨国だけの土俗ではなく、そうした殉葬の風がかなり瀰漫していたことを示そう。先きの万葉集十三巻の三野の王の挽歌も驃馬になる馬のその運命を知つての鳴き声と解釈する説もある。

又、人間の罪を馬で贖う記録もある。雄略天皇十三年三月の条には、齒田根命が、采女山辺の小島に姦けて責められ、馬八匹大刀八口をもつて罪過を祓除して、死罪を免かれている。

齒田根命、以馬八匹大刀八口、祓除罪過。

この例は後の解釈では罰金刑にあたるものだが、財産と本人の資格が一続きであった時代にあつては、究極には、死罪或いは自經することに繋がるものであつた。垂仁紀の狹穂彦の乱では、皇后狹穂姫が、謀反に免され得ぬことを知つて、「乃知妾有罪。何得面縛。自經而死耳」と云ひ焼死している。雄略紀では、天皇の怒りに触れた者の多くの死が記述されているが眉輪の王の事件に、王と黒彦皇子とを匿つた円大臣は、息女と葛城の宅七区とで贖つたが許されず、皇子と王と共に焼死している。

伏願、大王、奉獻臣女韓媛与葛城宅七区、請以贖罪。天皇不許、縱火、燔宅。於是大臣、与黒彦皇子、眉輪王、俱被燔死。こつした例はいくらもあつて、つまり絶対者に罪を指定された者は、時に災難であっても相等する贖いをしなければならないと云うことだ。そしてその罪の最大なものは、皇統への謀反であつた。神なり天皇なりに存在を否定されたことを自覚した場合、死をもつて

罪を贖うのであり、更に進んでは、その血統の存在を否定される類親刑へと發展する。

さて、中国の驕馬の風習は非常に古いものだが、その実用性に利用の目を向ける以前の、何のために馬を騙したかと云う、その起元は知れない。が人の場合は、死刑、類親刑に繋がりが、その代りとなるものに宦官になる道がある。子孫への系統を断ち切ることは非人間になることで、意志のない、無所属の人間にすることだ。馬を騙すると云うことにも、こうした理由が見えるのではないか。

以上から播磨風土記の二の「筋を切断する」とは、馬陰を切断したと云うこととしたい。即ち、日下部連意美は於奚袁奚の王に率いられて、（しかし実は意美が二王を誘って）逃れ来て、石室に二王を隠した。そうした後で、意美は自分から雄略天皇の皇統に謀反したことを自覚し、その重罪の何によっても贖うべくもないことを悟って、馬を自分に准じて種を絶やし追い放し、持物・鞍などは尽く焼き捨て、その上で存在することを否定すべく自経したこととなる。